山形新幹線の福島以北における携帯電話不感区間の 早期解消を求める意見書

携帯電話を利用できる環境の整備を進めることは、事故や災害発生時の危機管理の面からはもとより、観光やビジネス等の情報の受発信が随時可能となることで、観光・産業の活性化による交流人口の拡大に大きく寄与するものである。

現在、国においては、携帯電話の不感解消対策として電波遮へい対策事業等に取り組んでおり、既に整備新幹線では対策工事が着実に進められているところである。一方、本県においては、山間部等で地理的条件や事業採算上の問題により携帯電話の利用が困難な箇所が残存している。特に山形新幹線の福島以北の区間は、平成4年の開業以来24年が経過しているが、その対策工事は未着手であり、福島一米沢間のトンネルが連続する県境部は、約30分間断続的に携帯電話が繋がらない状況である。

山形新幹線を利用して本県を訪れる観光客及び企業関係者、本県から福島以南へ行く県民等に与える影響が大きいことに加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、インバウンドの受入増加及び交流人口のさらなる拡大が期待されることから、このような状況は早急に是正されるべきである。よって、国においては、山形新幹線の福島以北における携帯電話不感区間の早期解消について特段の配慮を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月5日

殿 大 島 理 森 衆 議 院 議 長 忠 殿 伊 達 院 長 参 議 議 殿 内閣総理大臣 安 倍 晋 市 早 苗 殿 大 臣 高 総 務 太 郎 殿 大 麻 生 財 務 臣

山形県議会議長 野川 政 文